

# リスク管理及び法令等遵守の体制

当行では、リスク管理体制の強化と法令等遵守の徹底により銀行経営の健全性を維持していくことが、地域社会における当行の使命と考えております。

## リスク管理体制

### ●基本方針

金融業務が急速に多様化・複雑化しているなか、抱えるリスクも多様化しています。

当行では、リスク管理の高度化を図り経営の健全性を維持することが、地域社会における当行の使命を全うするために必要と考えております。このため、許容できるリスク量を適正にコントロールしていくことを重要な経営課題の一つと位置づけ、リスク管理体制の整備に取り組んでおります。

### ●リスク管理体制

行内体制としては、各リスクをその主管部署で管理するとともに、これらを統合し総合的な管理を行う専門部署（企画部リスク管理室）を設置し、組織体制の強化を図っております。

また、「コンプライアンス・リスク管理委員会」を設置し、経営レベルでの全行的観点から管理体制の充実を図るとともに、ALM委員会で定期的にリスクの把握及び監視に努めております。

## 信用リスク

信用リスクとは、与信先の信用状態の悪化などにより、銀行の主要資産である貸出金等が債務不履行となるリスクをいいます。

当行では、平成13年5月に信用リスク管理に係る基本的考え方となる「信用リスク管理方針」・「信用リスク管理規程」を制定し①信用リスク管理の組織・体制、与信集中リスクの排除②リスク計量化、格付制度、ポートフォリオ管理基準③信用リスクの状況を適時適切に報告する基準を明確化しております。

また、個別与信における厳正な審査に基づく与信管理を信用リスク管理の両軸として、リスクの所在やその規模を適切に把握するとともに、資産の健全性を維持し不良資産の発生を未然に防ぐことによって、一層の経営基盤の安定・向上に努めております。

## 事務リスク

事務リスクとは、事務上の事故、不正、不祥事、事務処理体制の不備等による将来の逸失利益や損害発生の可能性をいいます。

当行では、事務リスク管理方針、事務リスク管理規程等を制定し、リスクの顕在化による損害発生を未然に防止するよう努めております。

また、業務の多様化や取引量の拡大に対応し、想定される事務リスクを回避するため、業務監査部による内部監査、各営業店による自店検査の実施並びに事務部による臨店事務指導を行い、事故防止体制の確立を図っております。

## システムリスク

システムリスクとは、コンピュータシステムの停止または誤作動、コンピュータの不正使用あるいは顧客データの漏洩等により金融機関が損失を被るリスクをいいます。

当行では、コンピュータシステムの万が一の事故に備え、安全性と継続性の確保に向けて様々な対策をとっております。オンラインシステム、オンライン元帳、オンライン回線や電気設備等は多重化を図っており、障害の場合は速やかに他系統へ切換えるとともに、データファイルのバックアップ体制にも万全を期しております。

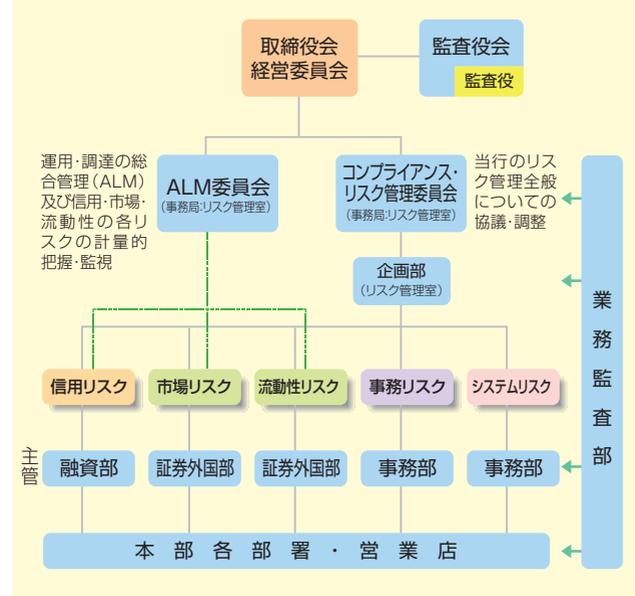
さらに、「システムリスク管理規程」を定め、情報資産の適正な保護も含めたリスク対策の制度化と制度の遵守状況のチェックも行っております。また、業務監査部による内部監査の実施により相互牽制の強化を図り、コンピュータシステムの信頼性確保に努めております。

## 市場・流動性リスク

ペイオフの解禁やデリバティブ取引の拡大・多様化に伴い発生する各種リスクを適切に調整するため、ALM委員会とその下部組織として金利予測分科会を設置し、金利予測とこれに基づく資金の運用・調達方針の総合的な検討を行い、将来にわたる安定的な収益確保に努めております。

また、金融環境の変化に対応するため、市場・流動性リスクの管理体制レベルの向上に努めております。

## ■リスク管理の組織体制図



## 法令等遵守(コンプライアンス)体制

### ●基本方針

当行では行是として「信を万事の本と為す」を定めており、銀行の社会的責任と公共的使命を遂行するため、信用と信頼を確保することを企業理念としております。

この行是の精神を行内に広く浸透させるとともに、コンプライアンス体制を充実していくことを経営の最重要課題と位置づけ、従来から厳正な姿勢で取り組んでおります。

当行では「仙台銀行の企業倫理」及び「私たちの行動規範」を制定し、役職員の行動指針としております。

### ●運営体制

行内体制としては、コンプライアンス統括部署として企画部コンプライアンス室を設置し担当者を配置しているほか、本部各部・営業店毎にコンプライアンス責任者・副責任者を任命し、本支店一体での取り組み体制を構築しております。

また、「コンプライアンス・リスク管理委員会」を定期的開催し、コンプライアンス・プログラムの策定や実施状況のモニタリングを実施しております。

コンプライアンス重視の企業風土を醸成するため、役職員対象の各種研修を実施するとともに、関係法令の解説手引書として「コンプライアンス・マニュアル」を定めております。

当行では今後もコンプライアンスの重要性を認識し、運営体制の充実に取り組むとともに、ディスクロージャーの拡充等を通じて企業経営の透明性を高めてまいります。

## 仙台銀行の企業倫理

### 1. 社会的責任と公共的使命の遂行

銀行のもつ社会的責任と公共的使命を常に意識し、健全な経営を通じて円滑な金融と信用秩序の維持に努めます。

### 2. 信用・信頼の確保

あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、常に確固たる倫理観のもと、誠実かつ公正な企業活動を遂行し、社会からの信用・信頼を確保いたします。

### 3. 地域経済と取引先の利益尊重

地域経済とお客様の繁栄に寄与するため、質の高いサービスを提供し、地域との共存共栄に努めます。

## 金融商品に関する勧誘方針

当行は、金融商品販売法への対応といたしまして「金融商品に関する勧誘方針」を定め、金融商品の販売にあたって適切な勧誘をするよう努めております。

- わたしたちは、金融商品の内容を十分に熟知したうえで、その内容を正しくお客さまにご説明いたします。また、断定的な判断の提供や事実と異なる情報の提供など、お客さまの誤解を招くような勧誘は行いません。
- わたしたちは、お客さまご自身の判断によりお取引いただけるよう、リスク内容などの重要な事項について、書面での交付その他の適切な方法によりご理解をいただくよう努めます。
- わたしたちは、お客さまのご迷惑となる時間帯には、金融商品の勧誘は行いません。なお、事前にお客さまのご了解をいただいている場合を除きます。
- わたしたちは、お客さまに金融商品に関する十分かつ的確な情報を提供するため、当該金融商品に関する商品特性、事務処理要領などの習得、研鑽に努めます。
- わたしたちは、お客さまの知識、経験、財産状況を踏まえ、適切な商品の勧誘を行います。
- わたしたちは、金融商品販売法、証券取引法及び関係法令等を遵守し、適切な勧誘が行われるよう、内部体制の強化に努めます。

